

中津市介護保険福祉用具購入費支給(受領委任払)の流れ

1. 相談・アセスメント・書類準備

申請者は、ケアマネジャー等と相談した上で、下記①～④の書類を作成します。

- ① 介護保険福祉用具購入費受領委任払承認申請書
- ② 福祉用具サービス計画書（利用・販売計画等）の写し ※事業者が作成
- ③ 商品が確認できるカタログ・パンフレット等の写し
- ④ 特注の場合は見積書・仕様書（サイズや形状表示）※事業者が作成例）浴室内すのこの等加工製品は、図面等も必要な場合があります。

2. 事前申請

申請者は、必要書類を揃えて中津市介護保険担当課（以下、市という。）に提出します。

3. 事前審査

市が提出された書類を審査します。

※ 不備があれば、書類の再提出等を依頼します。

不備が無ければ、市が承認の通知書を申請者へ送付します。

市がケアマネジャー等へ電話連絡します。

4. 購入・事後申請

購入後、申請者は下記①～④の書類を揃えて、市に提出します。

- ① 介護保険福祉用具購入費受領委任払支給申請書
- ② 自己負担分の領収書（申請者のフルネームが記載されたもの）
- ③ 特注商品（浴室内すのこの等）は設置後の写真（完成後の日付入り）
- ④ 委任状（申請者または振込先口座名義人が被保険者と異なる場合のみ）

5. 事後審査・支給決定

市が提出された書類を審査します。

※ 不備があれば、書類の再提出等を依頼します。

不備が無ければ、市が支給決定の通知書を申請者へ送付します。

市が指定口座に振り込みます。

中津市介護保険福祉用具購入費支給(償還払)の流れ

1. 相談・アセスメント・購入・事前申請

申請者は、ケアマネジャー等と相談した上で、購入する福祉用具を選びます。

申請者は、選んだ福祉用具を指定事業者から購入します。

購入後、申請者は下記①～④の書類を揃えて、市に提出します。

- ① 介護保険福祉用具購入費支給申請書
- ② 福祉用具サービス計画書（利用・販売計画等）の写し ※事業者が作成
- ③ 商品が確認できるカタログ・パンフレット等の写し
- ④ 領収書（申請者のフルネームが記載されたもの）

2. 審査・支給決定

市が提出された書類を審査します。

※ 不備があれば、書類の再提出等を依頼します。

不備が無ければ、市が支給決定の通知書を申請者へ送付します。

市が指定口座に振り込みます。